

勅令

タイ温室効果ガス管理団体(公共団体)の設立  
2007 年

---

偉大なるプーミポン・アドゥンヤデート国王  
がその御在位 62 年目にあたる 2007 年 6 月 20 日  
に制定せられた

プーミポン・アドゥンヤデート国王の勅諭により、公共団体に関する法律に基づきタイ温室効果ガス管理団体を公共団体として設立することを告示する。

2006 年のタイ国憲法(暫定版)第 16 条及び 1999 年の公共団体法第 5 条に基づき、以下の通り勅令を制定する。

第 1 条 本勅令を「2007 年タイ温室効果ガス管理団体(公共団体)設立勅令」と称する。

第 2 条 本勅令は官報告示日の翌日から施行される。

第 3 条 本勅令における用語の意味は以下の通りとする。

「温室効果ガス」とは、自然に存在するものも人間の作り出したものも含め、大気の一成分として赤外線を吸収してそれを再放出するガスの全てを指す。

「気候変動」とは、人間の活動によって直接的または間接的に地球大気の成分が変化し、その結果生じる気候状態の変動、および同時に観察できる自然の気候状態の変動の増大を指す。

「クリーン開発メカニズム」とは、1997 年 12 月 11 日に京都で調印された気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づくクリーン開発メカニズムを指す。

「国家委員会」とは、気候変動対策の実施に関する首相府規則に基づく国家気候変動政策委員会を指す。

「プロジェクト」とは、クリーン開発メカニズムに従い、温室効果ガスの排出を削減するために設立するプロジェクトまたは活動を指す。

「認定プロジェクト」とは、温室効果ガス排出の削減に貢献し、国の長期安定的な発展に寄与するプロジェクトとして認定されたプロジェクトを指す。

「団体」とは、タイ温室効果ガス管理団体(公共団体)を指す。

「委員会」とは、団体の委員会を指す。

「理事長」とは、団体の理事長を指す。

「職員」とは、団体の職員を指す。

「被雇用者」とは、団体の被雇用者を指す。

「大臣」とは、本勅令に基づき担当者となる大臣を指す。

第 4 条 本勅令に基づき、天然資源・環境省の大臣を担当大臣とする。

## 第 1 章

### 設立、目的、権限義務

---

第 5 条 設立する公共団体を「タイ温室効果ガス管理団体(公共団体)」、略して「オー・ボー・コー」と呼び、また英語の名称を「Thailand Greenhouse Gas Management Organization(Public Organization)」、略して「TGO」とする。

第 6 条 団体は本部事務所をバンコクまたはその近隣県に設置し、また委員会が妥当と見なせば支部事務所を設置することができるものとする。

第 7 条 団体は以下の目的を有するものとする。

- (1) プロジェクトを認定するために、分析、取捨選択、意見具申を行い、認定プロジェクトの結果を追跡評価する。
- (2) 認定プロジェクトの開発及び認定された温室効果ガス量(注)の市場取引を支援する。
- (3) 温室効果ガス対策の取り組み状況に関する情報センターとなる。
- (4) 認定プロジェクト及び認定された温室効果ガス量(注)の販売に関するデータベースを構築する。ただし、国家委員会と委員会が定める政策に従うものとする。
- (5) 潜在能力の向上と発展に努め、政府組織及び民間組織に温室効果ガスの管理に関するアドバイスをを行う。
- (6) 温室効果ガスの管理に関する宣伝、広報活動を行う。
- (7) 気候変動対策の実施を奨励し、支援する。

第 8 条 第 7 条の目的を達するために、団体に以下の権限義務を与えるものとする。

- (1) 各種資産の所有権、占有権を持つ、または資産を構築する。
- (2) 各種資産の権利を有し、またはそれらを拘束する法律行為を行い、さらには団体の活動実施に有益となるその他の法律行為を行う。
- (3) 温室効果ガス対策の実施を支援するための資金を用意するかまたは提供する。
- (4) 実施における手数料、会費、報酬、サービス料を請求する。ただし委員会が定める基準と金額に従うものとする。
- (5) 専門家または熟練者である個人または組織に、プロジェクトの研究、分析、提案、審査のための報告書提出または意見具申を委任する。
- (6) 委員会から委任された団体の目的を達するために必要な、または継続的なその他の業務を行う。
- (7) 内閣、国家委員会、委員会から委任されたその他の業務を遂行または実施する。

## 第 2 章

## 資金、収入、資産

第 9 条 団体を運営するための資金及び資産は以下のものから成る。

- (1) 政府から支給される開業資金。
- (2) 政府から妥当性に応じて支給される一般補助金。
- (3) 民間部門、地方自治体、その他の組織からの補助金。外国または国際機関からの補助金、及び献納者からの資金または資産も含む。
- (4) 運営から得られる手数料、会費、報酬、サービス料、恩典、収入。
- (5) 団体の資産から生じる利益または収益。

第(3)項に従い受け取る資金または資産は、団体の独立性または中立性を損なう性質のものであってはならない。

第 10 条 団体の目的に沿い、その権限義務を逸脱しない範囲で、団体が任意のサービスを提供する場合は、団体は委員会が定める料金に従い、その活動に対する手数料、会費、報酬、サービス料を請求することができるものとする。

第 11 条 団体が認定プロジェクトの申請を審査する必要がある場合は、団体は委員会が定める基準と料金に従い、プロジェクトの分析、調査、結果のフォロー、さらには他のサービス提供に対する手数料を請求することができるものとする。

第 1 節に基づき受け取る手数料の一部を、団体が政府または民間組織の気候変動対策実施を支援する資金とするために、団体運営の会計とは別会計として確保するものとする。ただし、委員会の定める基準と割合に従うものとする。

第 12 条 団体の全ての収入は、国庫積立金に関する法律及び予算方法に関する法律に従い、財務省に納める必要のある収入には該当しないものとする。

必要または妥当な理由がある場合は、団体は委員会の同意により、団体の収入のうち妥当な額を国の収入として財務省に納めるものとする。

第 13 条 団体が譲り受けた資産、または団体の収入により購入した資産の所有権は団体に帰属するものとする。

団体は自らの資産の保護、管理、保守、使用、処分、及び資産による利益追求を行う権限を有するものとする。

第 14 条 第 11 条の規定に基づく団体の支出は、団体の特別な活動のために支払うものとする。

団体の金銭の保管及び支払は、委員会が定める規則に従うものとする。

### 第 3 章 管理及び運営

---

第 15 条 「タイ温室効果ガス管理団体委員会」と称する委員会を設置し、委員会は以下により構成されるものとする。

- (1) 学識者、専門家、経営管理の豊富な経験者の中から内閣が任命する委員長。
- (2) 天然資源・環境省事務次官、代替エネルギー開発・エネルギー保全局長、天然資源・環境政策計画事務局長、運輸交通政策計画事務局長の 4 名から成る職権上の委員。
- (3) 経営管理、エネルギー、森林、科学技術、環境の質的向上と保全、工業の分野において明らかに知識、熟練度、豊富な経験を備えている、行政機関または民間の代表者の中から内閣が任命する 5 名以下の有識者委員。

理事長は職権上の委員及び書記を務めるものとし、また理事長は必要に応じて書記補を任命するものとする。

委員長及び有識者委員として内閣に任命提案を行うための人選の基準と方法、及び第 17 条に基づき任期満了前に退任した者の代理となる委員長と有識者委員の人選の基準と方法は、委員会の提案を受けて内閣が定める規則に従うものとする。

第 16 条 委員長及び有識者委員は以下に示す通りの資格を有するとともに、禁じられた特質に該当するものであってはならない。

- (1) タイ国籍を持つこと。
- (2) 年齢が満 35 歳以上、満 70 歳以下であること。
- (3) 破産者、成人被後見人、被保佐人のいずれでもないこと。
- (4) 最終判決により禁固刑を受け、懲役に服したことがない者。ただし、過失による違反または軽犯罪による場合を除く。
- (5) 政治的な地位にある者、地方議会議員、地方行政官、政党運営を担当する委員または同様の地位にある者、政党の顧問または職員のいずれでもないこと。
- (6) 団体に対して行う活動、団体の活動と競合する活動、団体の目的と対立・矛盾する活動のいずれについても、直接的であるか間接的であるかを問わず、その利害関係者ではないこと。
- (7) 団体の職員または被雇用者、団体と雇用契約を交わしている顧問または専門家のいずれでもないこと。

第(1)項の内容は、団体が義務により、または団体にとってふさわしい顕著な資格を有しているために、団体が任命を必要とする外国人委員に対しては適用されないものとする。

第 17 条 委員長及び有識者委員の任期は 1 期 4 年とする。

委員長または有識者委員が任期満了前に退任した場合、または既に任命済みの委員の任期中に内閣が追加の委員任命を行った場合は、欠員の代理として任命された者または追加の任命を受けた有識者委員の任期は、既に任命済みの委員の任期の残存期間に等しいものとする。

第 1 節の任期が満了し、まだ新しい委員長または有識者委員が任命されていない場合は、新しい委員長または有識者委員が任命され任務に就くまでの間、先の任期を終えた委員長または有識者委員が業務遂行のために引き続きその地位に留まるものとする。

第 18 条 任期を終えた委員長または有識者委員が再任されることは妨げられないが、連続 2 期を超えての再任は認められないものとする。

委員長または有識者委員が任期満了前に退任した場合は、第 17 条第 2 節に従い委員長または有識者委員が任命されるまでの間、委員会は残る全委員によって構成されるものとする。ただし、任期の残りが 90 日に満たない場合は、代理委員の任命を取り止めることができ、委員長が任期満了前に退任した場合は、残りの委員の中から 1 名を臨時の委員長に選出するものとする。

第 19 条 任期満了に伴う退任の他に、以下のいずれかに該当する場合、委員長及び有識者委員は退任するものとする。

- (1) 死亡した場合。
- (2) 辞任した場合。
- (3) 職務に対する不備、品行の墮落、能力の低下などの理由で、内閣が解任の決議を行った場合。
- (4) 第 16 条に基づく資格が欠如するか、または禁じられた特質に該当する場合。

第 20 条 委員会は団体の活動全般をその目的に沿うよう管理監督する権限義務を有し、特に以下の権限義務を有するものとする。

- (1) 団体運営の方針、目標、施策を定めること。
- (2) プロジェクトの審査及び認定付与の基準及び方法を定めること。
- (3) 温室効果ガス量<sup>(注)</sup>の販売を促進するために、クリーン開発メカニズムに従うプロジェクトとして認定を与えること。
- (4) 運営による手数料、会費、報酬、サービス料の金額を定めること。
- (5) 温室効果ガス量<sup>(注)</sup>の販売も含めて、プロジェクト結果をフォローし評価を行うこと。
- (6) 団体の計画、投資計画、財務計画、プロジェクト、年次予算を承認すること。
- (7) 団体の目的達成に必要なかつ妥当な場合は、支部事務所の設立及び廃止を行い、上記の支部事務所の運営方法を定めること。
- (8) 理事長の人選、任命、実績評価、解任を行うこと。
- (9) 団体の運営全般、団体と支部事務所との協力、団体の分業と上記の分業における権限義務の範囲、人事管理、団体の業務遂行者の月給または賃金、財務、所有地及び資産、予算、会計、帳簿からの資産償却処分、内部監査、理事長の人選または選定、理事長の職務遂行、理事長の代理人または代行者の委任、委員会・委員会の顧問・理事長・小委員会・

作業部会・作業部会の顧問・団体の職員及び被雇用者に対する福利厚生その他の特典に関する規則、規約、規定、告示を發布すること。

(10) 団体の目的及び権限義務に適うその他の業務、または内閣あるいは国家委員会から委任された業務を行うこと。

第(9)項に基づく帳簿からの資産償却処分に関する規則は、内閣が定める基準に従うものでなければならない。

第 21 条 委員会の会議で定足数を満たすためには、全委員の半数以上の出席を必要とするものとする。

委員会の会議において、委員長が出席できないか、またはその義務を遂行することができない場合は、残りの委員の中の 1 名をその会議の委員長に選ぶものとする。

義務の遂行において、委員会が審議する案件に直接的または間接的な利害関係を持つ委員長あるいは委員がその会議に出席することが、または会議でその案件の決議を行うことが妥当か否かは、委員会が定める規則に従うものとする。

会議での審議の決定は多数決によるものとする。各委員は 1 人当たり 1 票の投票権を持ち、投票数が同数となった場合は、その会議の委員長が決定票として追加の 1 票を投ずるものとする。

第 22 条 委員会は、経験豊富な有識者を委員会の顧問に任命することができ、また小委員会・作業部会を設置する権限、委員会から委任された任意の事項の検討または遂行を行うための作業部会の顧問を任命する権限を持つものとする。

委員会の顧問、小委員会のメンバー、作業部会のメンバー、作業部会の顧問は、団体に対する活動または団体の活動と競合する活動のいずれにおいても、直接的であるか間接的であるかを問わず、その利害関係者であってはならない。

小委員会及び作業部会の会議に対して第 21 条を準用するものとする。

第 23 条 委員長、委員、委員会の顧問、小委員会の委員長、小委員会のメンバーには、内閣が定める基準に従い、会議手当及びその他の手当が支給されるものとする。

作業部会の顧問、作業部会のメンバーには、委員会が定める基準に従い、会議手当及びその他の手当が支給されるものとする。



第 24 条 団体には 1 名の理事長が就任するものとする。

委員会は理事長の人選、任命、解任を行う権限を持つ。

理事長が不在であるか、またはその職務を果たすことができない場合は、副理事長が在職期間の序列に従い代わりに職務を遂行するものとする。副理事長が不在の場合は、委員会が委員の中から 1 名を代理の職務遂行者に任命するものとする。

第 25 条 理事長は団体のためにフルタイムで働ける者でなければならず、かつ以下に示す通りの資格を有するとともに、禁じられた特質に該当するものであってはならない。

(1) タイ国籍を持つこと。

(2) 任命を受ける日の年齢が満 65 歳以下であること。

(3) 第 7 条及び第 8 条の目的、権限義務に定められている通りの団体業務にふさわしい知識、能力、経験を有する有識者であること。

(4) 第 16 条の第(3)(4)(5)(6)(7)項に基づき禁じられたいずれの特質にも該当しないこと。

第 26 条 理事長の任期は 1 期 4 年とし、再任を妨げられないが、連続 2 期を超えての再任は認められないものとする。

第 27 条 任期満了に伴う退任の他に、以下のいずれかに該当する場合、理事長は退任するものとする。

(1) 死亡した場合。

(2) 辞任した場合。

(3) 委員会と理事長の間で合意して定められている事項に従い退任する場合。

(4) 義務に対する不備、品行の墮落、能力の低下などの理由で、委員会が解任した場合。

(5) 第 25 条に従う資格が欠如するか、または禁じられた特質に該当する場合。

第(4)項に基づき委員会が理事長を解任する決議は、理事長を除く在籍委員の 3 分の 2 以上の得票により成立するものとする。

第 28 条 理事長は、法律、団体の目的、国家委員会及び委員会の規則、規約、規定、施策、告示、決議に従うように団体の運営管理を行う義務があり、また第 36 条の第 2 節に基づく内部監査人の地位にある者以外の全ての地位にある職員及び被雇用者の指令者であるとともに、以下の義務を担うものとする。

- (1) 団体の目的を達成できるように、目標、計画、プロジェクトを委員会に提案する。
- (2) 財務・会計報告も含めて団体の各種活動結果に関する年次報告を提出するとともに、委員会の審議を受けるため次年度の財務計画及び予算を提出する。
- (3) 団体の活動及び業務遂行を効率化し、目的に沿うようにするための改善意見を委員会に具申する。

第 29 条 理事長は以下の権限を有するものとする。

- (1) 理事長の委任に基づきその業務遂行を補佐するために、委員会の同意を得て、副理事長または理事長補佐を任命する。
- (2) 職員及び被雇用者の配属、任命、昇格、降格、給料または賃金カット、規律面の処罰、役職からの解任を行う。ただし、委員会の定める規則または規定に基づき行うものとする。
- (3) 法律、内閣または国家委員会の決議、委員会の規則、規定、告示、施策、決議のいずれにも相反・矛盾しないように、団体の業務遂行に関する規則を定める。

第 30 条 外部の人間と関係する業務において、理事長は団体を代表するものとする。そのために、理事長は任意の人物に委任してその業務を代行させることができるが、委員会の定める規則または規定に従わなければならない。

理事長またはその代理人が委員会の定める規則または規定に違反する法律行為を行った場合は、団体は当然それに拘束されないものとするが、委員会がそれを批准した場合は別とする。

第 31 条 委員会は、内閣の定める基準に従い、理事長の月給及びその他の報酬を定めるものとする。

#### 第 4 章

#### 団体の業務遂行者

---

第 32 条 団体の業務遂行者には以下の 3 種類がある。

- (1) 団体の予算から給料または賃金を受け取り、業務を遂行する職員または被雇用者。

(2) 団体が雇用契約を結ぶことにより、顧問または専門家として雇用し、その職務に当たらせる顧問または専門家。

(3) 第 35 条に基づき、一時的に団体に出向し業務を遂行する政府職員。

第 33 条 職員は以下に示す通りの資格を有するとともに、禁じられた特質に該当するものであってはならない。

(1) タイ国籍を持つこと。

(2) 年齢が満 18 歳以上、満 60 歳以下であること。

(3) 団体のためにフルタイムで働けること。

(4) 団体の目的及び権限義務にふさわしい資格または経験を有していること。

(5) 行政機関の公務員、被雇用者、従業員、国営企業または他の政府機関の従業員または被雇用者、地方自治体の従業員または被雇用者のいずれでもないこと。

(6) 第 16 条の第(3)(4)(5)(6)(7)項に基づき禁じられたいずれの特質にも該当しないこと。

第(1)項の内容は、団体が義務により、または団体の業務遂行の性質により、団体が雇用または任命を必要とする外国人職員に対しては適用されない。

第 34 条 以下のいずれかに該当する場合、職員は退任するものとする。

(1) 死亡した場合。

(2) 辞任した場合。

(3) 第 33 条に従う資格が欠如するか、または禁じられた特質に該当する場合。

(4) 委員会が規則で定めた基準と方法に照らした結果、業務実績で満足な評価が得られず解任された場合。

(5) 委員会が規則で定めた基準と方法に照らした結果、規律違反と見なされ解任または解雇された場合。

第 35 条 団体の業務運営の便宜のために、大臣は省、部局、局、地域政府、地方自治体、国営企業、その他の政府機関から公務員、従業員、職員、業務遂行者を、一時的な団体の職員または被雇用者として団体に出向させて業務を行わせることができる。ただし、当該の人物の上司または雇用主の許可を得て、その許可に対する合意書が作成される場合に限るものとする。

第 1 節に基づき政府職員が一時的な団体の職員または被雇用者として出向業務を許可された場合は、公務または業務から解放され任意の業務に就くことを許可されたものと見なす。また、年金または他の給付金の計算については、団体での業務期間も対象として数え、

場合に応じて、その期間継続して元の公務または業務を勤めたものと見なし計算するものとする。

団体での出向期間が終了した時、第 1 節に基づく政府職員は、出向許可を受けた際の合意書に基づき、元の行政機関または組織に配属され、元よりも低くない地位に就き、元より低くない月給を支給される権利を有するものとする。

## 第 5 章

### 団体の会計、監査、業績評価

---

第 36 条 団体の会計は、国際原則に従い、委員会が定める基準及び様式に従い処理されるものとし、また団体の財務、会計、所有資産に関する内部監査を受け、監査結果は少なくとも年に一度委員会に報告されるものとする。

内部監査において、委員会が定める規則または規定に基づき、団体の業務遂行者から特別に内部監査を担当する者を任命し、その者が委員会に直接責任を負うものとする。

第 37 条 団体は貸借対照表、決算報告書、会計帳簿を作成し、毎年の決算日から 120 日以内に会計監査人に送るものとする。

各会計年度において、タイ国庫監査事務局またはその同意を得て委員会が会計監査人に任命した外部の者が、団体の支出及び資産の評価を行い、上記の支出が目的に適切であるか、節約の趣旨に則っているか、目標に対してどれだけの成果を上げているかを分析してその意見表明を行い、会計監査報告書を委員会に提出するものとする。

このために、会計監査人は、団体の全ての会計帳簿、各種証拠書類を調べ、理事長、内部監査人、職員または被雇用者、その他の者に質問を行い、必要に応じて団体の全ての会計帳簿と各種の証拠書類を追加して送るよう要求することができる。

第 38 条 団体は各会計予算年度末に大臣に年次報告書を提出するものとする。この報告書には当年度の団体の実績、収益勘定をはじめ、会計監査人の報告書から次年度に行われる予定の委員会の施策、プロジェクト、計画に関する説明に至るまでが網羅されているものとする。

第 39 条 団体の業務システムの開発、改善に有効となるように、団体の業務に効率性を持たせ、成果を生み、公衆に対する責任と信頼を築くものとする。さらに定められた目的、プロジェクト、計画に沿うように、団体の業務遂行の進捗をフォローし、調査して、3年を超えない範囲で委員会が定める期間に従い、団体の業績評価を行わせるものとする。

第 1 節に基づく業績評価は、委員会の定める方法に従い委員会が選定または任命する業績評価に熟練し、中立の立場にある機関、組織、団体が行うものとする。

団体の業績評価は、効果、効率、団体の発展、その他の詳細内容の各面において、委員会が後に定める内容に基づき、事実を明らかに示すものでなければならない。

止むを得ない理由が臨時に生じた場合は、委員会は本条項に基づき適宜業績評価を行わせることができる。

## 第 6 章

### 監督

---

第 40 条 団体の業務遂行が法律に従い、団体設立の目的、政府の政策、内閣決議、団体に関する国家委員会決議に沿うように監督する権限義務を大臣に付与するものとする。このために、団体設立の目的、政府の政策、内閣決議、国家委員会決議に反する行為を団体が為した場合、大臣は団体に見解の説明、報告書の作成、当該行為の中止を命じることができ、また団体の業務遂行の事実関係の審問を命じることができる。

## 第 7 章

### クリーン開発メカニズムに基づくプロジェクトに対する審査及び認定付与

---

第 41 条 委員会が審査して認定を与えるプロジェクトは、経済、社会、環境にとってふさわしく、有益なプロジェクトでなければならない。さらに国内の温室効果ガスの排出削減

に貢献し、国の長期安定的な発展に寄与するプロジェクトでなければならない。これらは、委員会の定める基準に従うものとする。

第 42 条 認定申請を希望する者は、委員会が定める基準と方法に従い、団体に申請するものとする。

認定申請において、申請者は申請書とともに環境への影響を評価する予備報告書を提出しなければならない。そのプロジェクトが基準に該当する場合は、国の環境の質的向上及び保全に関する法律に基づく環境への影響分析が必要となる。申請者は申請書に加えて、天然資源・環境政策計画局の同意を得た上で、環境への影響分析の報告書を提出しなければならない。

第 43 条 団体は申請書及び関連書類を審査するものとする。申請書が委員会の定める基準及び方法に正しく従うものでない場合は、団体は委員会が定める期限内に、その旨を申請者に通知するものとする。

申請書が正しく完全に揃っているか、または訂正、追加により正しく完全に揃ったと団体が判断した場合は、団体は委員会が定める期限内に申請書を関係機関に送り、その見解を聞くものとする。

第 44 条 関係機関は、提案されたプロジェクトが担当する法律に抵触または矛盾していないか審査した上で、委員会が定める期限内に団体に見解を伝えるものとする。

第 1 節に基づく期限が過ぎた場合は、団体が申請書と関連書類、及びその時点までに受け取っている関係機関の見解を合わせて審査を行い、委員会が定める期限内にそのプロジェクトに認定を与えるべきか否かの見解を伝えるものとする。

第 45 条 委員会は、提案されたプロジェクトに認定を与えるか否かを、申請書及び団体の見解報告を受け取った日から委員会が定める期限内に決定するものとする。

委員会が審査で何らかの結論を出した場合は、委員会が定める期限内にその結果を申請者に通知するものとする。

委員会がプロジェクトを認定する場合は、申請者に認定証を発行する処理を進めるために、団体を通じて認定証発行の担当者にその旨を通知させ、国家委員会にもその内容を報告させるものとする。

#### 暫定規則

---

第 46 条 最初の任期において、タイ温室効果ガス管理団体委員会は、天然資源・環境省次官を委員長とし、代替エネルギー開発・エネルギー保全局代表、工業事業局代表、運輸交通政策計画事務局代表、及び内閣が任命する経営管理、エネルギー、科学技術、環境の質的向上と保全の面で明らかに知識、熟練度、深い経験を有する 4 名の有識者が委員を務めるものとする。天然資源・環境政策計画事務局長が委員と書記を兼務し、国家環境委員会事務局長が副書記を務めるものとする。ただし、本勅令の施行日より 180 日以内に本勅令に基づく委員会が設置されるまでの間とする。

第 47 条 第 46 条に基づく暫定委員会は、以下の 7 名によって構成される人選委員会を設置するものとする。

(1) 公務員、または政府機関で正規の地位と給料を得ている業務遂行者のいずれでもない政治的に中立な、経営管理面の有識者から任命される人選委員会の委員長。

(2) 行政機関、国営企業、団体の業務遂行に関係する政府の他の機関から任命される職権上の人選委員 3 名。

(3) 団体の業務遂行に関係する分野の有識者で、政治的に中立な者から任命される有識者の人選委員 3 名。このうち、公務員または政府の機関で正規の地位と給料を得ている者のいずれでもない有識者が 1 名以上含まれていなければならない。

第 1 節に基づく人選委員会は、第 1 期の委員長及び有識者委員を選し、早期に審査と任命を受けるために内閣に提示する権限義務を有するものとする。

天然資源・環境政策計画事務局長は、必要に応じて書記または副書記を任命するものとする。

第 48 条 勅令の施行日より 180 日以内に本勅令に基づき理事長が任命されるまでの間、天然資源・環境政策計画事務局長が理事長として、国家環境委員会事務局長が副理事長として、天然資源・環境政策計画事務局の職員が団体の職員としてそれぞれの職務に就くものとする。

連署者

スラユット・チュラーノン大将

首相

(注)京都議定書で規定された、途上国への地球温暖化対策のための技術援助であるクリーン開発メカニズムによって削減可能となった温室効果ガス排出量の一定量を援助国（＝事業の投資国）の排出削減量とみなして、認証される認証排出削減量





## CDM Implementation in Thailand

**Sirithan Pairoj-Boriboon**  
Executive Director  
Thailand Greenhouse Gas management Organization  
(public Organization)

**UNFCCC 1994**

**41 Industrial countries  
(Annex I)**

**148 Developing countries  
(Non Annex I)**

**Kyoto Protocol  
2005**

**Annex I countries committed to  
Reduce GHG 5% of 1990**

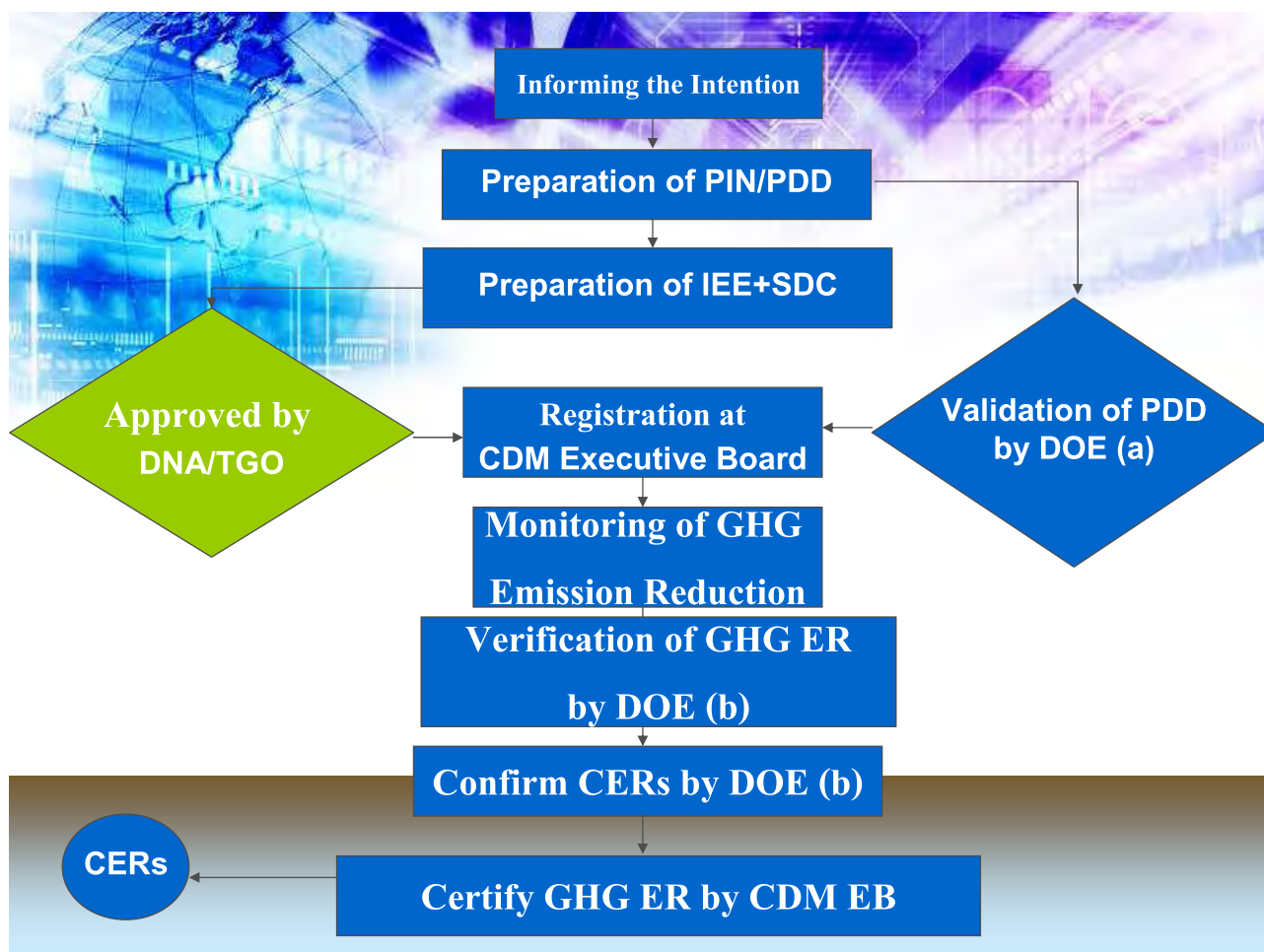
**Non-Annex I countries has  
no commitment**

# Thailand ratification status

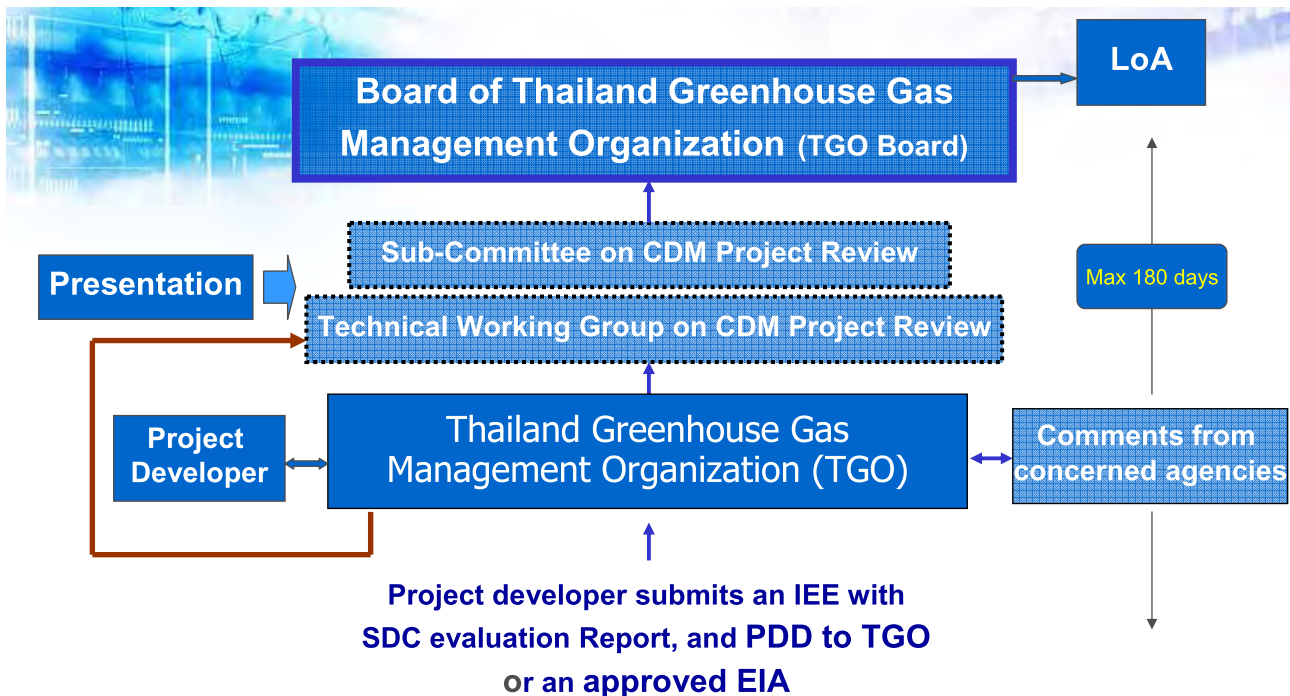


Thailand ratified

- United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) in December 1994
- Kyoto Protocol in August 2002




## CDM approval procedure in Thailand



**LoA has been issued for 41 projects with expected CERs 2.94 MtCO<sub>2</sub> e/yr (Sept 2008)**

- Biogas from landfill, tapioca plants, palm oil plants, pig farms,
- Biomass power plants – bagasse, rice husk, chip woods,
- Fuel switching
- Heat waste utilization
- N<sub>2</sub>O reduction
- Transportation sector is coming



**Another 29 projects are under approval process  
with expected CERs about 1.6 MtCO<sub>2</sub> e/yr**

**(Sept 2008)**



## **Registered and Certified Projects (Sept. 2008)**

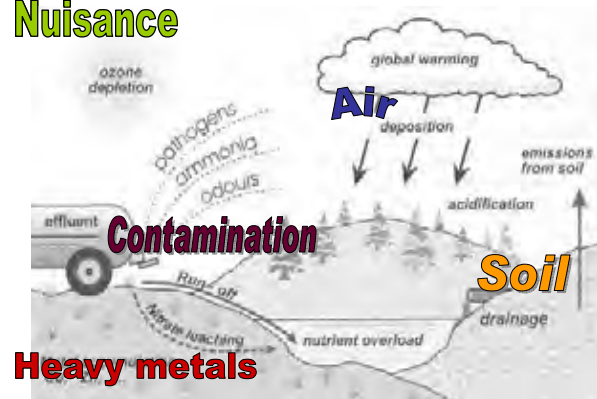
- **10 projects have been registered**
- **2 project was certified  
(411,400 tCO<sub>2</sub>e/y)**

# Sustainable Development Criteria for reviewing CDM projects in Thailand

There are 4 major SD perspectives for project evaluation

1. Natural resources and environment
2. Social
3. Technology
4. Economics

## Nuisance



## Sustainable Development Criteria for CDM projects in Thailand

### Environment & Natural Resources

- Greenhouse gas emission
- Air pollution
- Noise pollution
- Odour
- Wastewater
- Waste management
- Soil contamination
- Underground water contamination
- Hazardous waste
- Water requirement and efficiency
- Soil/ coastal erosion
- Green area
- Ecosystem and Biodiversity
- Species diversity
- Use/importation of alien species



### Social

- Public participation
- Support for local community development activities
- Public health

### Technology

- Technology development
- End of project life plan
- Training

### Economic

- Stakeholders income
  - Labour income
  - Raw material supplier
- Energy
  - Renewable energy utilization
  - Energy efficiency
- Local content

# Sustainable Development Criteria for reviewing CDM projects in Thailand

## Scoring

- 1 , -2 , -3 indicates **Negative impact to the area**
- 0 indicates **no impact / equivalent to base case**
- +1 , +2 , +3 indicates **Positive impact to the area**

**For the project to be considered as a CDM project, each group of criteria and the total score must be positive (more than zero).**

## CDM Forestry Project

### Thailand's CDM Forest Definition

- **Area 1 rai (6.2 = 1 ha)**
- **Crown cover 30%**
- **Tree height 3 m.**



## Common mistakes needed to be clarified in the approval process

- **CERs and related figures of the project are different between PDD and IEE,**
- **Unclear examination on air pollution, including noise and odor,**
- **Final effluent disposal - zero discharge ?**
- **Public participation – real stakeholders ?**
- **IRR with and without CDM - frequently asked**

## Practical Conflict in the process



# Transaction Cost to implement CDM project in Thailand



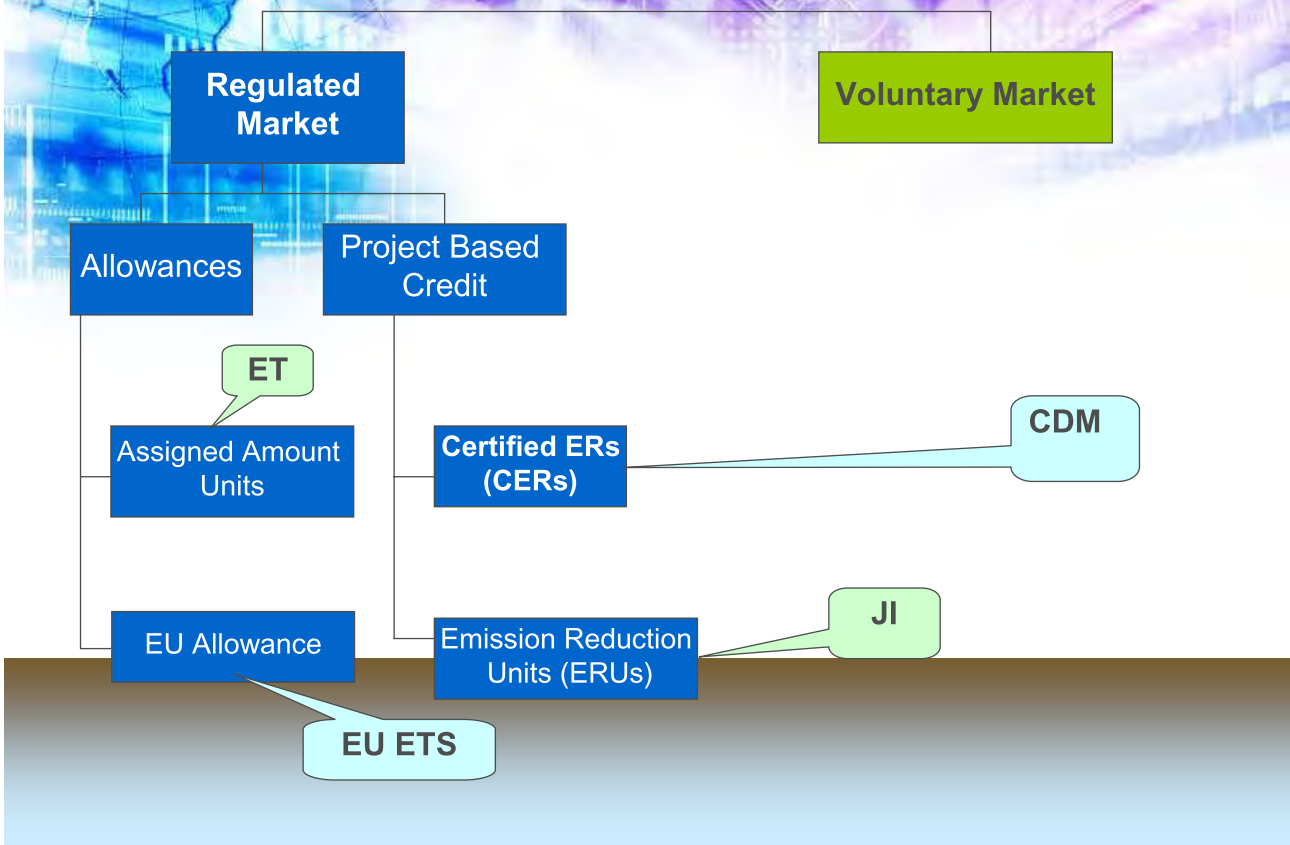
- Preparation of PDD+ Validation ~ 1.5 - 2 M฿
- Approval Fee at TGO including monitoring fee  
0.075 - 0.9 M฿
- Registration Fee at CDM EB
  - Annual <15,000 tCO<sub>2</sub> US\$ 0.1/CER
  - Annual > 15,000 tCO<sub>2</sub> –US\$ 0.2/CER
  - Maximum charge –US\$ 350,000
- Monitoring ~ 0.15 – 0.3 M฿
- Verification ~ 1 – 2 M฿
- Certification ~
- Levy 2% of CERs for Adaptation Fund
- **TOTAL ~ 4 – 8 M฿ / Project (US\$115,000 – 230,000)**

## Priority and promotion policy

- Land fill
- Pig farm
- Energy efficiency
- Taxation



# Structure of Carbon Market



# Structure of Carbon Market



## ฉลากคาร์บอน **CARBON LABEL**

“ฉลากคาร์บอน” เครื่องหมายแสดงว่า  
สินค้านั้น มาจากกระบวนการผลิต  
ที่ลดก๊าซเรือนกระจก



ฉลากคาร์บอน  
ระยะแรก (Gate to Gate)

ฉลากคาร์บอน  
ระยะที่ 2 (LCA)



## **CARBON AVIATION**

**EU Directive on Carbon Aviation: 2012**  
**Average Carbon Emission of 2004 – 2006**  
97% free, 3% auction  
Year 2013: 95% free, 5% auction  
After 2013: 85% free, 15% auction





## **Thank you for your attention**

**Thailand Greenhouse Gas Management Organization  
(Public Organization) (TGO)**

**60/1 Soi Piboonwatna 7, Rama VI Road,  
Phyathai, Bangkok 10400 THAILAND**

**Tel. +662 615 8791 /3**

**Fax +662 615 8794**

**E-mail: [thai-dna@tgo.or.th](mailto:thai-dna@tgo.or.th)**

**URL: [www.tgo.or.th](http://www.tgo.or.th)**